

## 後期高齢者医療制度 問合せ先

●大阪府後期高齢者医療  
広域連合(保険料)：☎06・  
4790・2028、健康  
診査・人間ドック：☎06・  
4790・2031  
●国保年金課

## ■8月から後期高齢者医療被 険者証が変わります

現在の被保険者証(水色)の有効期限は7月31日(金)です。新しい被保険者証(橙色)は7月中に送付し、届いた日から使用できます。

## ■7月中旬に保険料額決定通知 書・納付通知書を送付します

### 納付方法

- 特別徴収：年金からの天引き
- 普通徴収：7月～翌年3月の各納期限(全納の場合は7月31日)までに納付書または口座振替

### ■保険料の軽減

①世帯の所得水準に応じて保険料の被保険者均等割額が下表の通り軽減されます。

- 基礎控除額などは、税法改正などで変動することがあります。
- 軽減を判断する「総所得金額等」には、専従者控除、譲渡所得の特別控除に係る部分の税法上の規定は適用されません。
- 国民健康保険と同様に、年金

所得の判定区分	軽減割合	均等割額(年額)
①下欄②に属する人で、世帯の被保険者全員の年金収入が80万円以下で、その他各種所得が0円	9割	5,260円
②世帯(同一世帯内の被保険者と世帯主)の総所得金額等が33万円以下	8.5割	7,891円
③世帯(同一世帯内の被保険者と世帯主)の総所得金額等が(33万円+26万円×被保険者数)以下	5割	26,303円
④世帯(同一世帯内の被保険者と世帯主)の総所得金額等が(33万円+47万円×被保険者数)以下	2割	42,085円

収入につき公的年金等控除を受けた65歳以上の人については、公的年金等に係る所得金額から15万円が控除されます。

●世帯主が被保険者でない場合でも、その世帯主の所得が軽減判定の対象となります。

②後期高齢者医療制度に加入する前日において、勤務先の健康保険や共済組合、船員保険の被扶養者であった人は、所得割額は課されず、被保険者均等割額が9割軽減されます。

③所得割額の賦課対象者のうち、所得割額算定にかかる被保険者の所得が58万円以下(年金収入のみの場合は、その収入が211万円以下)の人は、所得割額が5割軽減されます。

(表1) 一部負担金の割合・自己負担限度額

対象	負担割合	自己負担限度額(月額)	
		外来(個人単位)	外来+入院(世帯単位)
現役並み所得者(*1)	3割	44,400円	80,100円+(医療費-267,000円)×1%(*2)
一般	1割	12,000円	44,400円
低所得Ⅱ(住民税非課税世帯)		8,000円	24,600円
低所得Ⅰ(*3)			15,000円

※月の途中で75歳になる人は半額となります。

- (\*1) 同一世帯に課税標準額(地方税法上の各種控除後の所得)145万円以上の被保険者がいる人(ただし、所得などの条件により、一般になる場合もあります)
- (\*2) 過去12カ月に3回以上該当した場合、4回目以降は44,400円
- (\*3) 住民税非課税世帯に属し、世帯員全員の各所得が0円(公的年金控除は80万円として計算)である人または、住民税非課税世帯に属する老齢福祉年金を受給している被保険者

### ■基準収入額適用申請

次のいずれかに該当する「現役並み所得者」は、申請すると「一般(1割負担)」になります。(表1)

### 【同一世帯内で

#### 被保険者が1人の場合】

- 被保険者の収入額が383万円未満

### ●被保険者の収入額が383万円

以上で、被保険者本人および同一世帯に属する70～74歳の人の収入合計額が520万円未満

### 【同一世帯内で

#### 被保険者が2人以上の場合】

- 被保険者の収入合計額が520万円未満

### ■非課税世帯に属する人の医療費・食事代

低所得者Ⅰ・Ⅱに該当する人が申請すると、医療費や食事代が自己負担限度額まで減額される「限度額適用・標準負担額減額認定証」の交付を受けることができます。新たに該当する人は申請してください。(表1・2)

(表2) 入院時の食事代

世帯の課税状況	対象	標準負担額(1食あたり)	
課税	現役並み所得者	260円	
	一般		
非課税	低所得Ⅱ(住民税非課税世帯)	210円	過去12カ月の入院日数が90日以内
		160円(*4)	過去12カ月の入院日数が90日を超える
	低所得Ⅰ	100円	

(\*4) 適用を受けるためには、窓口での手続きが必要

(表3) 療養病床に入院時の食事・住居費

世帯の課税状況	対象	食費(1食あたり)	住居費(1日あたり)
課税	現役並み所得者	460円(*5)	320円
	一般		
非課税	低所得Ⅱ(住民税非課税世帯)	210円	0円
	低所得Ⅰ	130円	
	老齢福祉年金受給者	100円	

(\*5) 管理栄養士または栄養士により栄養管理が行われているなどの場合。それ以外の場合は420円の自己負担です。



現在使用している認定証の有効期限は7月31日(金)です。引き続き対象になる人には、自動的に新しい認定証を送ります。

■療養病床に入院したとき  
食費と住居費の一部が自己負担となります。(表3)

ただし、入院医療の必要性が高い人は表2の「入院時の食事代」のみ負担となります。

# 国民健康保険

問合先 国保年金課

## 高齢受給者証の更新

70～74歳の国民健康保険加入者（後期高齢者医療被保険者証の対象者除く）に「国民健康保険高齢受給者証」を交付しています。8月～来年7月31日に有効な高齢受給者証は、7月中に送付します（更新手続き不要）。※来年7月31日までに75歳になる人は誕生日の前日まで有効

## 限度額適用認定証

対象の国民健康保険加入者は、申請すると「限度額適用認定証」（住民税非課税の国保世帯に属している人は「限度額適用・標準負担額減額認定証」）が交付されます。認定証を医療機関に提示すると、一医療機関（入院・外来・歯科はそれぞれ別計算）での一月の自己負担が限度額までとなります。

※現在交付している認定証の有効期限は7月末です。8月以降も必要な場合は、新たに申請が必要です。更新の手続きは7月6日（月）以降に受け付けます。

**対象** 次のいずれかに該当する国民健康保険加入者（後期高齢者医療被保険者証の対象者除く）  
●70歳未満 ●70歳以上で住民税非課税の国保世帯に属している

## 国保若年者基本健診

実施日	受付時間
8月28日（金）	午後1時30分～1時50分 午後2時～2時20分 午後2時30分～2時50分 午後9時30分～9時50分
31日（月）	午前10時～10時20分 午前10時30分～10時50分 午後10時30分～10時50分

**場所** 保健センター

**対象** 15歳以上40歳未満の泉佐野市国民健康保険加入者

**定員** 各50人（先着順）

**自己負担金** 1,000円

**申込** 7月21日（火）～8月7日（金）  
（土・日曜日除く）の午前9時～午後6時に専用受付（☎0120・9666・734）へ

## 国民健康保険料 後期高齢者医療保険料

### 夜間納付相談

保険料の納付および納付相談窓口を設けていますので、ご利用ください。

**日時** 毎月第3木曜日（祝日除く）午後5時30分～8時

**場所** 国保年金課

# 介護保険

問合先 高齢介護課

## 7月に送付します 第1号被保険者の 介護保険料決定通知書

介護保険の運営状況の見直しに伴う介護サービス利用見込量の増加や第1号被保険者の負担率の変更により、平成27～29年度の介護保険料額が変更されました。（5月号をご覧ください）  
また、第1号被保険者（65歳以上）の介護保険料については、4月1日現在の世帯を基準に、昨年中の合計所得金額や住民税課税・非課税の状況をもとに決定し、7月初旬に各個人に通知書を送付します。

## 介護保険料の納付

介護保険料は7月に決定するため、4～6月を仮徴収期間といい、普通徴収（納付書や口座振替での納付）の場合は前年度最終時点の所得段階に応じた金額を、また特別徴収（年金からの差し引き）の場合は2月の介護保険料額と同額を納付していただきます。仮徴収期間の介護保険料額と、7月に送付する介護保険料決定通知書に記載の介護保険料額（年間保険料額）との差額を7月から来年3月に納付していただきます。

なお、保険料額の改定に伴い、昨年中の収入金額や本人および世帯の住民税課税・非課税の状況が前年度と同じ場合でも、年間保険料額の上昇により、7月以降の納付額が変更となります。（通知書には変更後の金額を記載しています。）

●被保険者に介護保険料の滞納がない  
**減免内容** 申請月以降の介護保険料を1段階下の所得段階保険料額に減額（申請が8月以降の場合は月割計算）  
※減免には、申請書や資産調査の承諾書（家族全員分）などの提出が必要です。詳しくは問い合わせください。

●保険料の納付は納期限までに  
納期限までに納付しない場合に、本来納付する保険料額に加え、督促手数料（80円）や延滞金が増算される場合があります。また介護認定を受け、介護サービスを利用する場合は、納期限までに納めた人との公平を保つため、納付していない期間に応じた「給付制限」措置を行うことになり、1割負担でのサービス利用や、高額介護サービスの利用ができない期間が生じることがあります。安心して介護サービスをご利用いただくためにも、保険料の納付にご協力をお願いします。

●普通徴収で納付する人は  
□座振替のご利用を  
□座振替を利用すると、納付のたびに金融機関に向く必要がなく、たいへん便利です。家族の口座からの引き落としによる納付もできます。

# 国民年金

問合せ先 国保年金課

## 国民年金保険料

### 申請免除・若年者納付猶予の申請受付

所得基準の審査に基づき承認されると国民年金保険料の納付が「全額免除・全額猶予」「一部免除（一部納付）」されます。

※毎年申請が必要ですが、前回申請時に翌年度以降の継続申請を希望し、全額免除または納付猶予の承認を受けた人は不要

#### ■対象

**対象期間** 7月～来年6月分

※過去2年間に免除し忘れていた期間がある場合は、その期間についても申請できます。

**所得審査対象** 申請者本人、配偶者、世帯主（納付猶予の場合は本人、配偶者のみ）

#### ■申請方法

**受付** 7月1日(水)以降に、市役所1階 101会議室（7月21日(火)以降は国保年金課）で

**必要なもの** 年金手帳・印鑑（本人が署名する場合は不要）

※審査対象者が今年1月1日現在市内在住でない人や、失業を理由とする人は別に証明書など

が必要です。詳しくは問い合わせてください。

#### ■承認を受けた期間は：

●年金を受け取るために必要な期間に含まれます。

●障害基礎年金または遺族基礎年金の納付要件に対応します。

●年金額算定の際、申請免除の場合には保険料を全額納めた場合と比べ、次の表の計算になります。

種 類	年金額	
全額免除	1/2	
一部免除	4分の1納付 (一部納付額 3,900円)	5/8
	2分の1納付 (一部納付額 7,800円)	3/4
	4分の3納付 (一部納付額 11,690円)	7/8

※一部納付額が未納のままの場合、一部免除も無効（未納と同じ）になります。

#### ■保険料の追納

免除（一部免除は納付済期間）：納付猶予承認期間の保険料は承認を受けた月以降10年以内であれば追納（さかのぼって納めること）ができます。

※承認を受けた期間の翌年度から起算して3年度目以降に保険料を追納する場合は、承認を受けた当時の保険料額に経過期間に応じた加算額が上乗せされます。

## 高齢者生活支援事業

介護保険料の引き上げなど高齢者の経済的負担が増加するなか、65歳以上高齢者（生活保護受給者除く）の生活を少しでも支援するために「泉佐野プレミアム商品券」または「泉佐野プレミアム商品券購入クーポン券」（割引券）を7月上旬に送付します。

### 「泉佐野プレミアム商品券の配布」

**対象者** 介護保険料所得段階の第1～7段階の被保険者

#### 配布額

所得段階	金額
第1段階	2,000円
第2段階	6,000円
第3段階	6,000円
第4段階	7,000円
第5段階	8,000円
第6段階	8,000円
第7段階	12,000円

### 「泉佐野プレミアム商品券購入クーポン券の配布」

**対象者** 介護保険料所得段階の第8～15段階の被保険者

**配布数** 1人当たり5枚

※泉佐野プレミアム商品券が売り切れの場合は、利用できませんのでご注意ください。介護保険所得段階の区分は平成27年度介護保険料決定通知に基づいています。

## 介護保険制度が変わります ～平成27年8月改正分～

問合せ先 高齢介護課

### ■サービス利用時の自己負担割合が変わります

一定以上の所得がある65歳以上の被保険者は2割負担、それ以外は1割負担のままです。要介護（要支援）認定を受けている人全員に、介護サービスを利用した際の利用者負担割合を記載した「介護保険負担割合証」を7月末頃に送付します。有効期間は当該年度の8月1日から翌年度の7月31日までです。

※「一定以上の所得」がある人…次の①②両方に当てはまる人

①本人の合計所得金額が160万円以上

②同一世帯の65歳以上の人（第1号被保険者）の年金収入＋その他の合計所得金額が、単身世帯で280万円以上、2人以上世帯で346万円以上

### ■特定入所者介護（予防）サービス費の支給要件が変更されます

介護保険で施設サービスを利用した場合、住民税非課税世帯の利用者は、申請により食費・居住費（滞在費）を補助（支給）しています。今回の改正により、預貯金等が単身の場合1,000万円、夫婦の場合2,000万円を超える場合は対象になりません。また、世帯分離している配偶者が住民税課税者の場合も対象になりません。

### ■高額介護（介護予防）サービス費の上限額が変わります

同じ月に利用した介護サービスの利用者負担の合計が一定額（利用者負担上限額）を超えたときは、申請により超えた分が後から「高額介護（介護予防）サービス費」として支給されています。今回の改正では「現役並み所得者」の区分が新設されました（左表参照）。課税所得145万円以上の第1号被保険者が同一世帯にいる人が対象となります。ただし、「現役並み所得者」の区分に該当した場合でも、同一世帯内にいる第1号被保険者の収入の合計が520万円（世帯内の第1号被保険者が本人1人のみの場合は383万円）に満たない場合は、申請により「一般世帯」の区分となります。

利用者段階区分	利用者負担上限額
現役並み所得者（*1）	世帯：44,400円
一般	世帯：37,200円
住民税世帯非課税（*2）	世帯：24,600円
	個人：15,000円
生活保護の受給者等	15,000円

（\*1）新設されます

（\*2）合計所得金額および課税年金収入額の合計が80万円以下の人、または老齢福祉年金の受給者

# 税

問合先 税務課

## 市税の納付について

7月31日(金)は固定資産税第2期分の納期限です。忘れずに納めましょう。

また、固定資産税・市府民税第1期分、軽自動車税全期分の納期限は過ぎていきますので、まだ納付していない人は、早めに納付してください。

市税の納付には便利な口座振替を利用してください。

### ●納期限内に納めないこと

督促状(1通80円の手数料を徴収)により納付を促します。

また、納期限までに納付されないときは、本来納めるべき税額のほかに延滞金が増算され、負担が増えます。

### ●さらに滞納が続くと...

納期限までに納めた納税者の公平を保ち、大切な市税収入を確保するため、やむを得ず滞納している人の財産(不動産、給与、預貯金など)すべてを調査・差し押さえし、換価(公売・取立)するなどの滞納処分を行うこととなります。

しかし、これらの滞納処分は最終手段です。このような事態がおこらないよう納期限内の納税にご協力ください。

### 滞納処分の状況(件)

処分内容		平成24年度	平成25年度	平成26年度
差押	不動産	78	59	57
	預貯金など債権	425	533	473
交付要求		198	148	150
抵当権の設定		0	0	8
公売	不動産	6	4	1
	動産	24	35	28

## 税務署からのお知らせ

申請・問合先 泉佐野税務署  
☎462・3471

### ■税務職員を装った不審な電話にご注意ください

国税局や税務職員を名乗る者から電話があり、アンケートや年金受給調査と称して、年齢や家族構成、年金の受給状況、預金残高や口座情報などについて聞き出そうとする事例が発生しています。

このような電話は、詐欺事件につながる可能性がありますので、ご注意ください。

なお、不審な点があるときは、即答を避け、最寄りの税務署ま

たは警察署に問い合わせてください。

※税務職員が納税者のみなさんに電話で問い合わせをする場合は、提出していただいた申告書などを基にその内容をご本人に確認することを原則としています。

### ■所得税および復興特別所得税の予定納税

第1期分の納期限と振替納税日は平成27年7月31日(金)です。振替納税を利用している人は、納期限前日までに口座の残高を確認してください。

### ●予定納税とは

前年分の所得税および復興特別所得税の確定申告などに基づき計算した予定納税基準額が15万円以上である場合に、原則その3分の1相当額をそれぞれ7月(第1期分)と11月(第2期分)に納めていただくことになっていきます。

※平成27年分の予定納税基準額については、復興特別所得税の額を含めて計算されています。

### ●納税する額

予定納税が必要な人には、6月中旬に所轄税務署から「予定納税額の通知書」が送付されます。この通知書に記載された第1期分の金額が納税する額で

す。

予定納税額およびその計算の詳細は、「予定納税額の通知書」に記載されています。

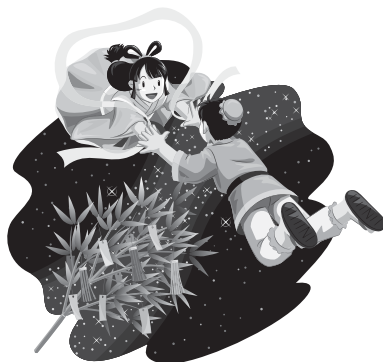
### ●予定納税額の減額申請

廃業や休業または業況不振、災害などの理由により、平成27年6月30日(火)の現況で、平成27年分の「申告納税見積額(年間所得や所得控除などを見積もって計算した税額)」が、所轄税務署から通知されている「予定納税基準額」よりも少なくなると見込まれる場合は、予定納税の減額申請をすることができま

す。(予定納税額の減額申請書は、国税庁ホームページに掲載しています。また、税務署にも用意しています) ※平成27年分の申告納税見積額については、復興特別所得税の

額を含めて計算します。

第1期分の予定納税の減額申請をする場合は、平成27年7月15日(水)までに減額申請書を所轄税務署に提出してください。所轄税務署は、その申請について承認、一部承認または却下のいずれかを決定し、その結果を書面でお知らせします。



### 簿記教室のご案内

個人事業者のみなさんのために、泉佐野税務署と共催で簿記教室を開催します。

簿記の基礎知識から複式簿記での記帳までを習得していただきます。

経営の充実および青色申告特別控除(65万円)適用のためにも、複式簿記での記帳を学んでみませんか。

日時 8月31日(月)、9月3日(木)・7日(月)・10日(木)・14日(月)・17日(木) 午後1時30分～4時(全6回)

対象 初めて簿記を学ぶ個人事業者・事業専従者

定員 30人(先着順)

講師 近畿税理士会泉佐野支部所属の税理士

教材費 2,400円

申込・問合先 7月1日(水)～31日(金)に公益社団法人 泉佐野納税協会(泉佐野税務署隣 ☎462-0634 Fax462-9673)へ